

第25号(平成30年3月)

発行所 和歌山県温泉協会

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県環境生活部環境生活総務課内

Tel 073-441-2670

http://www.wakayama-onsen.jp/

平成 29 年度総会及び講演会のご報告

平成 29 年 7 月 10 日 (月)、有田市の有田川温泉鮎茶屋において、総会及び講演会を開催しました。 【総会】

平成28年度の事業・決算並びに平成29年度の事業計画・予算について、原案のとおり承認されました。

平成28年度決算書

【歳入】	(単位:円)
科目	決算額
会 費	1,078,000
繰 越 金	1,302,123
寄付金	0
協会報広告掲載料	0
雑 収 入	267
合計	2,380,390

【歳出】	(単位:円)	
科目	決算額	
事 務 費	74,030	
事 業 費	1,406,361	
支部交付金	0	
予 備 費	0	
合 計	1,480,391	

平成29年度予算書

【歳入】	(単位:円)	
科目	予算額	
会 費	1,102,000	
繰越金	899,999	
寄 付 金	1,000	
協会報広告掲載料	30,000	
雑 収 入	1	
合計	2,033,000	

【歳出】	(単位:円)
科目	予算額
事 務 費	220,000
事 業 費	1,650,000
支部交付金	100,000
予 備 費	63,000
合 計	2,033,000

平成 28 年度事業報告

- 〇理事会の開催
- 〇総会の開催
- ○講演会の開催
- 〇協会報の発行
- ○温泉利用促進事業の実施
 - 温泉スタンプラリーの実施
 - ・ガイドブックの作成、配布
 - ・パンフレットの作成、配布

平成 29 年度事業計画

- 〇理事会の開催
- 〇総会の開催
- ○講演会の開催
- 〇協会報の発行
- ○温泉利用促進事業の実施
 - ・温泉スタンプラリーの実施
 - ・ガイドブックの作成、配布

【講演会】

和歌山県商工観光労働部観光交流課長の後藤暢子氏をお招きし、「世界とつながる~Visit Wakayama の取組~」と題して、ご講演いただきました。

講演の中で、外国人観光客誘致のための国の観光政策や県の外国人旅行者向けサービス等について紹介いただくとともに、海外からの個人旅行者が増えており、誘客にあたってはウェブサイトによるプロモーションや口コミが重要とのアドバイスをいただきました。



総会風景



講演会風景

~ 硫化水素中毒事故にご注意ください ~

■ 平成 29 年 9 月 1 日に「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」 が改正されました。

温泉には、種々の成分が含有されています。その利用方法や温泉利用施設の管理等が適切でない場合、健康被害を与えることがあります。今年2月には、硫化水素中毒と推定される事故が他県において発生しています。

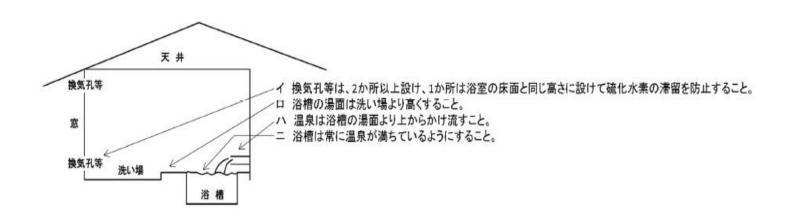
つきましては、下記概要をご参照のうえ、事故の防止や利用者の安全確保に努めましょう。

○「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準(改正)」の概要

- 1 適用対象となる温泉
 - 1キログラム中、総硫黄を2ミリグラム以上含有する温泉
 - ※ 温泉分析書の泉質名をご確認ください。

(例:単純硫黄泉、含硫黄-ナトリウム・カルシウム-塩化物温泉など)

- 2 温泉利用施設の構造
 - 温泉利用許可者は、硫化水素を原因とする事故の防止のため、
 - (1) 温泉を公共の浴用に供する施設を(A)及び(B)に示す設備構造等とすること
 - (2) 浴室(露天風呂の場合は、利用空間をいう。以下同じ。) 内の空気中の硫化水素濃度が (C) に示す基準を超えないようにすること
 - (A) 換気孔等又はばっ気装置等
 - ア 温泉を公共の浴用に供する施設の設備構造等として、以下のいずれかの設備構造等とすること。
 - ① 換気孔若しくは換気装置(以下「換気孔等」という。) (常時開放して浴室内に設置する場合に限る。以下同じ。)を有する構造
 - ② ばっ気装置等(源泉から浴室までの間に設置する場合に限る。以下同じ。)を有する構造
 - ③ 換気孔等及びばっ気装置等を有する構造
 - イ 換気孔等の設置については、浴室内に 2 か所以上設け、かつ、そのうち 1 か所 は、浴室の床面と同じ高さに設けること。
 - ウ 浴室内には、硫化水素が局所的に滞留するような構造又は装置(ばっ気装置と同様の構造を持つ装置等)を設けないこと。
 - (B) 浴槽
 - ア 浴槽の湯面は、浴室の床面より高くなるように設けること。
 - イ 浴槽への温泉注入口は、浴槽の湯面より上方に設けること。
 - (C) 浴室内の空気中の硫化水素濃度
 - ア 浴槽湯面から上方 10cm の位置の濃度 20ppm
 - イ 浴室床面から上方 70cm の位置の濃度 10ppm



~温泉のモニタリングにご協力ください ~

■<u>温泉所有者及び管理者の皆様に、温泉のモニタリングを実施いただき、併せて「モニタリング</u> <u>記録表」を源泉の所在地を管轄する保健所(源泉の所在地が和歌山市内の場合は、県庁環境</u> 生活総務課)に提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

○モニタリングの目的

温泉のモニタリングとは、温泉の湧出状況を把握するために監視、観察を継続することです。 皆様が、健康管理のために日常定期的に体温や体重、血圧を計ったりするのと同様に、温泉の 湧出状況は、一定ではなく常に変動していますので、モニタリングを通じて普段から経年的な変 動状況等を把握しておくことが重要です。

湧出状況の把握ができないと温泉の過剰な採取を引き起こし、個々の温泉の枯渇を誘発する可能性があるだけでなく、地域の温泉資源全体の衰退を招くことにもなりかねません。

モニタリングの最大の目的は、温泉の状態を継続的に把握することで、枯渇や泉質低下等につながる特異な変動を早期に察知し、適切な対策を講じることにあります。

普段の湧出状況を記録しておくことにより、そのデータの変化を通して温泉の異常発生の有無を確認することができ、また、その変化の状況から適正採取量の維持、温泉資源保護のための対策の実施、揚湯設備等の健全性評価やメンテナンス実施の判断に繋がります。

さらに、個々の温泉のモニタリング結果を総括的にとりまとめることにより、地域全体の温泉 資源の状況を把握することができ、保全対策を講じるための基礎資料とする等の活用も期待でき ます。

将来の世代に渡って持続的に温泉を利用することができるよう、積極的かつ継続的にモニタリングに取り組んでいただきますよう、お願いします。

○モニタリングの頻度、項目及び結果報告

- (1) モニタリングは、温泉法第14条の2により温泉の採取の許可を受けた方又は温泉法第14条の5の可燃性天然ガスの濃度について確認を受けた方に実施していただくこととなっています。
- (2) モニタリングの頻度、項目

(頻度) 月1回

(必須項目) 温度、湧出量及び水位

(望ましい項目) 天候、気温及び降水量

【注】自噴している源泉については、基本的に水位の測定が困難と思われますので、温度及 び湧出量について測定してください。

降水量は、気象庁のホームページ<u>(http://www.jma.go.jp/)</u>にあるアメダスの最も近い観測地点のデータなどを参考にしてください。

(3) モニタリングの記録表

測定結果については、所定の「モニタリング記録表」に記載してください。

(4) モニタリングの結果報告

毎年5月末までに「モニタリング記録表」を、源泉の所在地を管轄する保健所(源泉の所在地が和歌山市内の場合は県庁環境生活総務課)に提出してください。

提出方法は、持参、郵送、メール送信、FAX送信のいずれかとなっています。

~ 温泉スタンプラリー ~

■第4回目となるスタンプラリーを平成29年11月26日~平成30年2月28日の期間で実施しました。

スタンプラリーにご参加いただいた会員施設の皆様、ありがとうございました。 おかげさまで186通の応募があり、応募頂いた方々にクオカードをお送りしました。 なお、アンケートの主な集計結果は、次のとおりです。

利用施設トップ10

1	滝原温泉ほたるの湯
2	かなや明恵峡温泉
3	湯浅温泉湯浅城
4	有田川温泉光の湯
5	崎の湯
6	天然紀州黒潮温泉
7	二の丸温泉
8	牟婁の湯
9	花山温泉薬師の湯
10	しみず温泉健康館

お気に入り施設トップ10

1	かなや明恵峡温泉
2	滝原温泉ほたるの湯
3	崎の湯
4	花山温泉薬師の湯
	有田川温泉光の湯
	わたらせ温泉ホテルささゆり・やまゆり・ひめゆり
7	湯浅温泉湯浅城
8	神通温泉
	二の丸温泉
	椿はなの湯

~ 温泉法に関する手続 ~

■温泉成分の定期的な分析と掲示内容の更新はお済みですか?

衛生上の観点や利用者の温泉への信頼確保の観点から、温泉利用事業者(自家利用は除く)に対して、温泉成分の定期的な分析(10年ごと)と、その結果に基づく掲示内容の更新が義務づけられています。違反すると罰則規定(30万円以下の罰金)が適用されます。

お手元の温泉分析書で、次回の分析の時期を確認してください。

和歌山県内温泉成分分析機関

和歌山県環境衛生研究センター 073-423-9570 一般社団法人和歌山県薬剤師会 073-427-1790 全国の分析機関は、環境省のホームページでご覧いただけます。 http://www.env.go.jp/nature/onsen/contact/bunseki list.pdf

分析機関ごとに料金設定が異なります。詳しくは各機関にお問い合わせください。

■温泉法に関するお問い合わせは、管轄の保健所へ

	担当課	電話
和歌山市保健所	 健康推進部生活保健課 環境保健班	073-488-5113
海南保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	073-483-8825
岩出保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	0736-61-0048
橋本保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	0736-42-5443
湯浅保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	0737-64-1293
御坊保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	0738-24-3617
田辺保健所	衛生環境課 環境グループ	0739-26-7934
新宮保健所	衛生環境課 衛生環境グループ	0735-21-9631
新宮保健所(串本支所)	保健環境課 衛生環境グループ	0735-72-0525
和歌山県(本庁)	環境生活総務課 総務企画班	073-441-2670

2025国際博覧会(EXPO)を大阪・関西に!

大阪・関西の魅力やポテンシャルを世界に発信する絶好の機会となりますので、2025国際博覧会開催の誘致実現に向けて、2025日本万国博覧会誘致委員会へ会員登録しましょう。

★民間企業、業界団体、個人など、活動にご賛同いた だける方であれば、どなたでも参加できます。

★会費は無料です。

【誘致委員会への入会方法】 誘致委員会ホームページ⇒会員募集 ⇒会員登録フォーム により登録 http://www.expo2025-osaka-japan.jp/